資料１

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

令和６年 12 月 25 日
【照会先】
社会・援護局　障害保健福祉部
障害福祉課　地域生活・発達障害者支援室
室長　羽野　嘉朗　（内線　3005）
室長補佐　杉渕　英俊　（内線　3041）
（代表）03（5253）1111
（直通）03（3595）2500

報道関係者　各位

令和５年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和５年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月１日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	（参考） 使用者による障害者虐待 （都道府県労働局の対応）
市区町村等への 相談・通報件数	9,972 件 (8,650 件)	5,618 件 (4,104 件)	1,512 事業所 (1,230 事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	2,283 件 (2,123 件)	1,194 件 (956 件)	447 件 (430 件)
被虐待者数	2,285 人 (2,130 人)	2,356 人 (1,352 人)	761 人 (656 人)

（注１） 上記は、令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査(令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで)のもの。

（注２） 都道府県労働局の対応については、令和６年９月４日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

【参考資料】

1　障害者虐待防止法の概要
2-1 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞経年グラフ
2-2 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞経年グラフ
3-1 令和５年度　障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
3-2 令和５年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
4　令和５年度　障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査　結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

○　相談・通報件数は、9,972 件（対前年度 1,322 件（15.3%）増)。
　　虐待判断件数は、2,283 件（対前年度 160 件（7.5%）増)。
　　被虐待者数は、2,285 人（対前年度 155 人（7.3%）増)。

○　相談･通報者の内訳は､警察の 5,243 件(52.6%)が最も多く､次いで本人による届出 1,138 件(11.4%)、施設・事業所の職員 1,095 件（11.0%)、相談支援専門員 1,048 件（10.5%）の順に多い。相談・通報件数に占める警察の割合は年々増加しており、前年度の 50.9%から 1.7 ポイント増加した。

○　虐待行為の類型は､身体的虐待の 1,542 件(67.5%)が最も多く､次いで心理的虐待 730 件(32.0%)、経済的虐待 376 件（16.5%)、放棄、放置 255 件（11.2%)、性的虐待 52 件（2.3%）の順に多い。

○　虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が 1,753 件（59.3%)、中度が 876 件（29.6%)、重度が 326 件（11.0%）であった。

○　被虐待者の障害種別は、知的障害の 1,044 人（45.7%）が最も多く、次いで精神障害の 1,015 人（44.4%)、身体障害の 384 人（16.8%）の順に多い。

○　虐待者の続柄は、母の 609 人（24.8%）が最も多く、次いで父 581 人（23.7%)、夫 395 人（16.1%）の順に多い。

○　虐待の発生要因は、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」（43.0%）が最も多く､次いで「虐待者が虐待と認識していない」(41.3%)､「虐待者の知識や情報の不足」(23.7%)、「被虐待者の介護度や支援度の高さ」（23.3%）の順に多い。

○　被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数は、773 人（33.8%)。

○　虐待による死亡事例は、1 人。

＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

○　相談・通報件数は、5,618 件（対前年度 1,514 件（36.9%）増)。
　　虐待判断件数は、1,194 件（対前年度 238 件（24.9%）増)。
　　被虐待者数は、2,356 件（対前年度 1,004 人（74.3%）増)。

○　相談・通報者の内訳は、当該施設・事業所職員の 1,175 件（20.9%）が最も多く、次いで当該施設・事業所設置者・管理者 809 件（14.4%)、本人による届出 804 件（14.3%）の順に多い。当該施設・事業所の職員・管理者が自ら通報する事案は全体の 35.3%を占める。

○　虐待行為の類型は､身体的虐待の 620 件(51.9%)が最も多く､次いで心理的虐待 573 件(48.0%)、性的虐待 131 件（11.0%)、経済的虐待 97 件（8.1%)、放棄・放置 82 件（6.9%）の順に多い。

○　虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度は、軽度が 1,040 件（69.2%)、中度が 346 件（23.0%)、重度が 117 件（7.8%）となっている。

○　被虐待者の障害種別は､知的障害の 1,751 人(74.3%)が最も多く､次いで精神障害の 446 人(18.9%)、身体障害の 444 人（18.8%）の順に多い。

○　虐待者の職種は、生活支援員の 562 件（41.8%）が最も多く、次いで管理者 146 件（10.9%)、世話人 136 件（10.1%)、サービス管理責任者 91 件（6.8%）の順に多い。

○　虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」(65.4%）が最も多く､「職員のストレスや感情コントロールの問題」(55.6%)､「倫理観や理念の欠如」(54.6%）の順に多い。

○　施設・事業所の種別は、共同生活援助の 338 件（28.3%）が最も多く、次いで障害者支援施設 244 件（20.4%)、生活介護 152 件（12.7%)、放課後等デイサービス 146 件（12.2%）の順に多い。

○　障害者総合支援法等の規定による権限の行使等では、改善命令以上の行政処分が 52 件と対前年度 30 件増加した。

○　虐待による死亡事例は、1 人。